

社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程

(目的)

第1条 社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本協会」という。）は、本協会定款第3条にうたわれているとおり、ライフル射撃界を統轄し、代表する団体としてライフル射撃競技の普及及び振興を図り、もって広く国民の間にフェアプレイの精神と質実剛健の気風を涵養することを目的とする。

この規程は、本協会に加盟する個人並びに団体に対し、倫理の保持に関する指針となるべき事項を定め、本協会関係者および国民から本協会の事業に対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保していくことを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、次の者（以下「会員等」という）に適用する。

- ① 本協会に加盟する加盟団体
- ② 本協会の会員（正会員、普通会员、名誉会員、賛助会員）
- ③ 加盟団体の会員（加盟団体の規約、会則で定める者）
- ④ 本協会の役員及び、加盟団体の役員

(会員等の遵守事項)

第3条 次に記す行為については、本協会は励行や防止に努めて、違反した者に対しては厳正な処置を講じる。

- ① 会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律して本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- ② 会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- ③ 会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- ④ 会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- ⑤ 会員等は、身体的・精神的暴力、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を行ってはならない。
- ⑥ その他、スポーツマン精神に反する行為を行ってはならない。

(社会規範に関する事項)

第4条 会員等は、遵守すべき法令はもとより本規程に記された事項以外においても公序良俗等の社会規範から逸脱することがあってはならない。

(違反に対する懲罰)

第5条 本協会は、会員等に対し、懲罰を科すことができる。懲罰の内容は、除名、会員資格の停止、公的職務の停止、競技会への出場停止、譴責、戒告とする。

(運用について)

第6条 違反行為が行われた場合、もしくは違反行為を発見した場合の本規程の運用については、次によるものとする。

- ① 違反行為の報告は、事務局を経て専務理事あてに行われるものとする。
- ② 専務理事は、違反行為の有無及び懲罰案等を審議する機関としての、別表1の第1条による構成の倫理委員会を設置する。
- ③ 倫理委員会における懲罰の審議および記録は非公開とする。ただし、審議における公正さや関係者のプライバシー等が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許可できる。
- ④ 倫理委員会は、原則として当事者や関係者に対し事情聴取を行い、当事者には意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当事者が事情聴取を拒否し、あるいは無断欠席した場合はこの限りではない。
- ⑤ 倫理委員会は、懲罰案を含む審査結果について理事会に報告する。
- ⑥ 理事会は、倫理委員会報告について審議し、当該事案に関する処分を決定する。但し、除名の処分は総会によって議決される。
- ⑦ 専務理事は、理事会の決定を受けて、決定結果を当事者及び所属加盟団体に文書で通知しなければならない。決定内容は、機関紙ライフルスポーツ誌上にて公表する。なお、理事会で必要と認められた場合には報道機関等に対しても決定内容その他について、専務理事等は発表や説明を行うものとする。

(日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立て)

第7条 処分の通知に対して不服ある場合は、日本スポーツ仲裁機構の仲裁によって解決されることを可とする。当事者から日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、前条通知後、1ヶ月内に行われなければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施についての細則は、倫理委員会が策定して理事会にはかり別に定める。

(附 則)

第9条 本規程の改定は、理事会および総会にて行う。

- 2 この規定は、平成21年5月30日から施行する。

制定： 平成21年5月30日

別表1 (倫理規程の運用に関する細則)

(倫理委員会の委員の構成)

第1 倫理委員会の構成は次のとおりとする。

- ① 倫理委員長は、会長とする。
- ② 委員は、副会長、専務理事、総務委員長、事務局長とし、必要に応じて委員長が指名した者とする。

(議決)

第2 倫理委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。